

資産等報告書等に係る審査結果報告書

1 審査の対象となった資産等補充報告書

伊東市長等の政治倫理に関する条例（平成30年伊東市条例第30号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により審査を求められた資産等報告書等は、次のとおりである。

- (1) 条例第4条第2項の規定により作成された資産等補充報告書
- (2) 条例第5条第1項の規定により作成された所得等報告書
- (3) 条例第6条の規定により作成された関連会社等報告書
- (4) 条例第4条第1項の規定により作成された資産等報告書

2 審査の方法

条例第10条に基づき設置された伊東市政治倫理審査会において審査した。

- (1) 審査会委員 下表のとおり

	資 格	氏 名
会 長	司法書士	山本 哲正
副会長	税理士	矢崎 良夫
委 員	行政書士	杉山 はるみ
委 員	弁護士	東端 克博

- (2) 審査会開催日時 令和3年8月26日（木）午前10時
- (3) 審査会開催場所 伊東市役所7階特別会議室

3 審査の結果

資産等補充報告書等については適正に報告されているものと認められた。